

上天草市大矢野自然休養村管理センター機器等保守点検業務仕様書

1 消防設備保守点検業務

(1) 業務内容

ア 消防設備機能保全のため、消防法を遵守し、施設内の消防設備等について、消防設備点検資格者により、必要な点検を行うこと。

イ 消火器の機能点検時の薬品詰め替えにかかる費用は指定管理者が負担すること。

(2) 点検の種類及び実施時期

ア 外観及び機能点検・・・・・・・・点検回数 年 1 回

イ 総合点検（外観及び機能点検）・・点検回数 年 1 回

(3) 器具一覧

項 目	数 量
自動火災報知設備点検	
受信機 P 型 2 級	1 台
定温式スポット型感知器	4 3 個
煙感知器（光電式）スポット型	4 個
音響装置	3 個
発信機	3 個
表示灯	3 個
誘導灯、誘導標識設備点検	
誘導灯	8 台
誘導標識	3 台
消火器	
粉末消火器（加圧式）	8 本

2 自家用電気工作物保守点検業務

(1) 業務対象

項 目		容 量		
需要設備	受電設備	設備容量 180kVA	受電電力 123kW	受電電圧 6, 600V

(2) 業務内容

ア 月次点検、年次点検、精密検査及び法令に基づく立入検査の立会等の保安全管理を行う。

イ 点検終了後、速やかに業務報告書を作成し報告すること。

- (3) 業務回数：月次点検 月 1 回、年次点検 年 1 回（停電検査）
- (4) 資格要件：電気主任技術者の資格を有する者

3 汚水処理施設維持管理

- (1) この業務は、大矢野自然休養村管理センターの浄化槽に技術者を派遣し、機械・電気設備等の保守管理、及び浄化槽の処理機能管理、水質管理及び消毒薬の補給等の業務を行い、汚水処理の目的を達成するものとする。
- (2) この浄化槽の維持管理にあたっては、浄化槽法（昭和 58 年法律 43 号）及びそれに基づく環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）その他関連法規に従い諸設備の調整運転管理業務の遂行を期すること。
- (3) 施設概要
 - 処理対象人員 450 人
 - 計画汚水量 22.5 m³/日
 - 処理目標水質 BOD：90 mg/l
 - 処理方式 分離ばっ気方式（単独）
- (4) 業務の回数等
業務は、次により実施すること。
 - 点検回数 6 回／年（2 月に 1 回）
 - 汚泥引抜・清掃 立会（年に 1 回）
 - 法定検査 立会（年に 1 回）
- (5) 維持管理作業基準
 - ア 別紙作業基準に基づき点検を実施すること。
 - イ 保守管理を行ったときは、その結果を報告書にまとめ、教育委員会に提出すること。